

建設工事における社会保険等未加入業者との下請負契約禁止について

函館市が発注する建設工事においては、社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方としており、さらに、社会保険等未加入対策を推し進め、技能労働者の雇用環境の改善および不良不適格業者の排除に取り組むため、平成29年度から、原則、社会保険等未加入業者との下請契約を禁止しているところであります。これまで、各保険の加入状況については、加入を証明する書類にて確認をしておりましたが、施工体制台帳に社会保険の加入状況等が記載されていることや、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業は下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認することとされていること等を踏まえ、次のとおり事務手続を変更します。

1 社会保険未加入業者の定義

「社会保険等未加入業者」とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を指します。

- ・健康保険法第48条の規定による届出義務
- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出義務
- ・雇用保険法第7条の規定による届出義務

2 適用時期

令和7年4月1日

3 事務手続

受注者が1次下請業者を選定した場合は、「施工体制台帳」を受注者が市に提出し、1次下請業者が2次以下の下請業者を選定した場合は、「再下請負通知書」を受注者が市に提出してください。

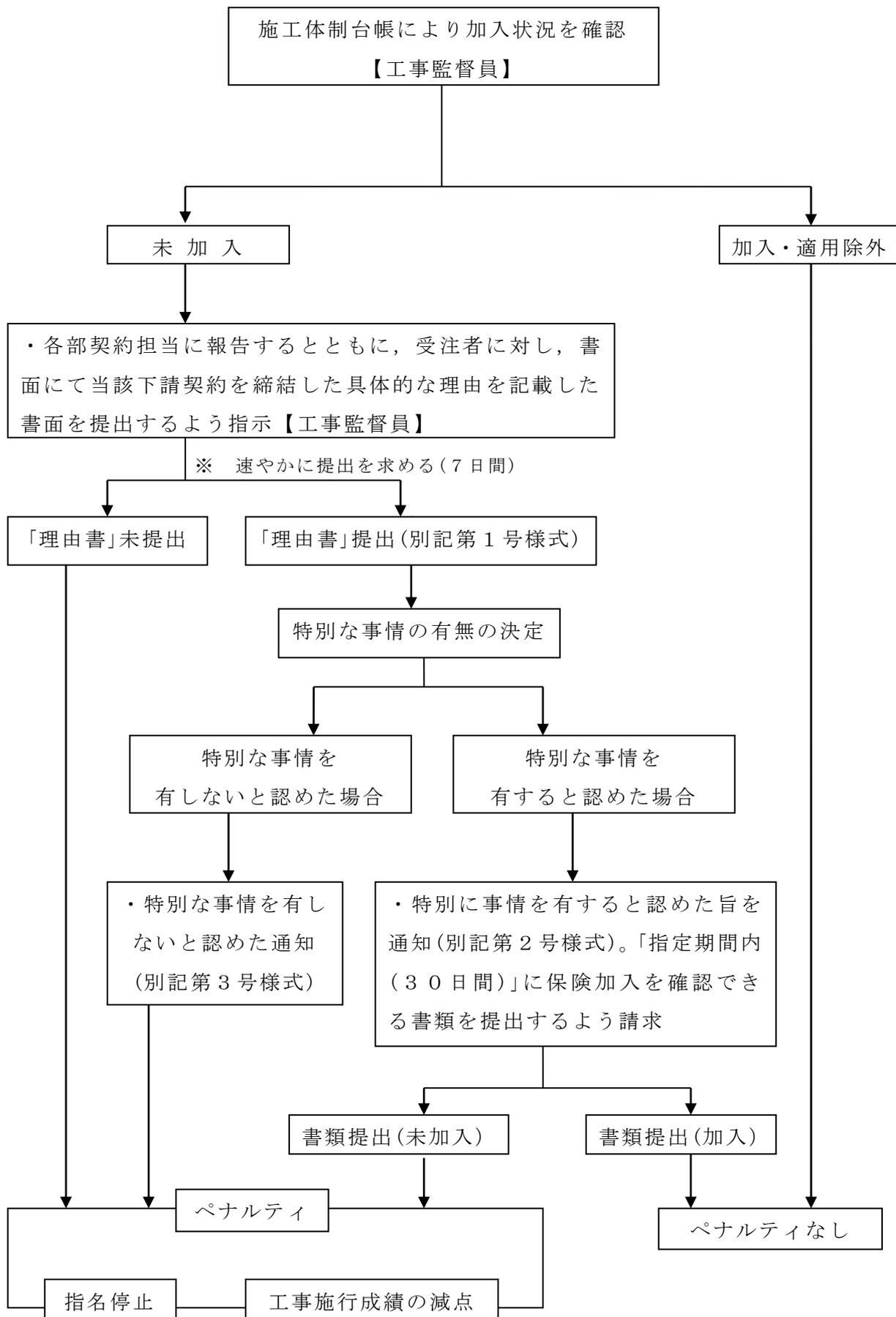
また、社会保険等未加入業者と下請契約を締結した場合、具体的な理由を記載した理由書を提出してもらいます。理由書の提出がない場合や、理由書によっても社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別な事情があると認められない場合は、下記指名停止等の対象となります。（別添事務手続フローのとおり。）

4 指名停止等

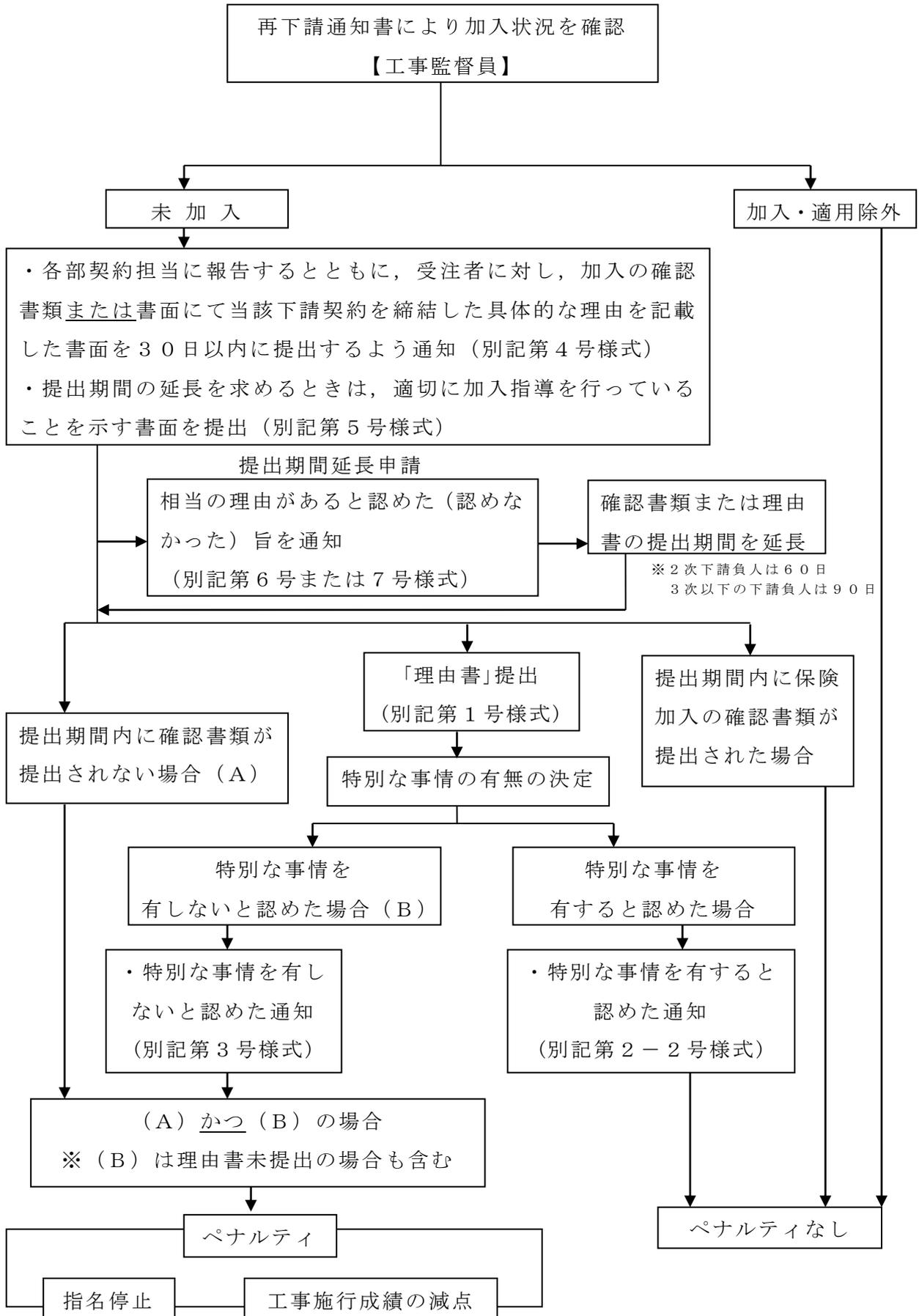
最終的に、違反した元請業者に対しては、次の措置を講じます。

- ・函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱に基づく指名停止
- ・工事施行成績評定の減点

社会保険等未加入業者との下請契約（1次）禁止にかかる事務手続フロー



社会保険等未加入業者との下請契約（2次以下）禁止にかかる事務手続フロー



社会保険等適用除外申出書

年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

- 健康保険および厚生年金保険に加入義務がないことを誓約します。
- 雇用保険に加入義務がないことを誓約します。
- ※ 該当する保険にチェックをしてください。

- 注) 1. 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（経審）を未受審である事業者は本申出書を提出してください。
2. なお、本申出書が虚偽であることが判明した場合は、受注者がペナルティの対象となります。

(別記第1号様式)

社会保険等未加入業者を下請契約の相手方とした理由

年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

工事名

○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○○法第○○条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 ○○○○

(注) 下線部については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第2号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に定める特別の事情について

工事名

○○年○○月○○日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第○条第○項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、○○年○○月○○日までに、「(建設業者)」が、○○法○○条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第○条第○項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

(○○部○○課庶務係)

(別記第3号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に定める特別の事情について

工事名

○○年○○月○○日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第○条第○項に定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第○条第○項の規定に違反することになりますので併せて通知します。

記

理由 ○○○○

(○○部○○課庶務係)

(別記第2-2号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に定める特別の事情について

工事名

○○年○○月○○日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第○条第○項に定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

(○○部○○課庶務係)

(別記第4号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に定める確認書または特別の事情を記載した書面の提出について

工事名

○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○次下請である「(建設業者)」が○○法第○○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

そのため、契約書第○条第○項に基づき、「(建設業者)」が○○法○○条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類または当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面について、○○年○○月○○日までに提出してください。

なお、当該期間内に確認書類または理由書の提出がない場合は、工事請負契約書第○条第○項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(○○部○○課庶務係)

(別記第5号様式)

年 月 日

函館市長 ○○ ○○ 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

契約書第○条第○項に基づく確認書類または理由書の提出期間の延長について

工事名 _____

○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○○法第○○条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結しましたが、下記の理由により確認書類または理由書を提出期間内に提出することが困難であることから、提出期間の延長を申請します。

記

理由 ○○○○

(注) 下線部については、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(別記第6号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に基づく確認書類または理由書の提出期間の延長について

工事名

○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○次下請である「(建設業者)」が○○法第○○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

そのため、契約書第○条第○項に基づき、「(建設業者)」が○○法○○条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類または当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面について、○○年○○月○○日までに提出するよう通知したところです。

○○年○○月○○日付け提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長申請書を確認した結果、貴社において、「(建設業者)」に○○保険に加入するよう適切に指導を行っており、当該期間内に確認書類または理由書を提出できない相当の理由があると認められたため、提出期間を○○年○○月○○日まで延長するものとします。

なお、延長後の期間内に確認書類または理由書の提出がない場合は、工事請負契約書第○条第○項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(○○部○○課庶務係)

(別記第7号様式)

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

函館市長 ○○ ○○

契約書第○条第○項に基づく確認書類または理由書の提出期間の延長について

工事名

○○年○○月○○日付けで契約を締結した上記建設工事について、○次下請である「(建設業者)」が○○法第○○条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、当該義務を履行していないことが確認されました。

そのため、契約書第○条第○項に基づき、「(建設業者)」が○○法○○条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類または当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面について、○○年○○月○○日までに提出するよう通知したところです。

○○年○○月○○日付け提出のあった確認書類又は理由書の提出期間の延長申請書を確認した結果、当該期間内に確認書類または理由書を提出できない相当の理由があると認められなかったため、当該期間内に確認書類または理由書を提出願います。

なお、当該期間内に確認書類または理由書の提出がない場合は、工事請負契約書第○条第○項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(○○部○○課庶務係)